

中北福第1521号
令和7年6月2日

各法人代表者 殿

山梨県中北保健福祉事務所長
(公 印 省 略)

令和7年度介護保険指定居宅サービス事業所集団指導の
実施について（通知）

このことについて、中北保健福祉事務所管内の指定居宅サービス事業所（甲府市所在事業所を除く）を対象とした集団指導を次のとおり実施しますので、貴法人職員の方々のご参加にご配慮をお願いします。

なお、標記集団指導については、動画配信サイトを活用した指導を実施します。

については、5のとおり集団指導説明動画及び資料を当事務所ホームページに掲載しますので、各事業所で資料を印刷していただき、動画の視聴をお願いします。また、動画視聴後に6のとおりアンケートで、実施状況についてご回答をお願いします。

- 1 根拠規定 山梨県介護サービス事業者等指導実施要綱
- 2 期 間 令和7年6月30日（月）～7月10日（木）
- 3 実施方法 中北保健福祉事務所のホームページへ説明動画を掲載
- 4 内容（予定）

【共通事項】

- ・ 介護サービスの適正な実施について
- ・ その他

【事業（サービス）別】

- ・ 運営等に関する基準について
- ・ 介護報酬の算定について
- ・ その他

5 説明資料

配信日の前日までに、当事務所ホームページに集団指導の説明動画を掲載します。お手数ですが、該当サービスの資料をダウンロード・印刷の上、動画を視聴してください。
掲載ページ：山梨県HPトップ > 組織案内 > 福祉保健部 > 中北保健福祉事務所（中北保健所） > 介護保険・高齢者福祉（福祉課長寿介護担当） > 事業者情報 > 集団指導

6 報 告

【期 限】 令和7年7月11日（金）

【方 法】 中北保健福祉事務所ホームページ掲載のアンケートで実施状況を回答

7 留意事項

- ・ 説明は共通事項と各サービスに分かれています。各施設・事業所に関連する動画の

視聴及び資料の確認をお願いします。なお、居宅療養管理指導については資料の掲載のみとなりますため、資料をご覧頂いた後にアンケートへのご回答をお願いします。

- アンケートへの回答をもって実施状況を確認させていただきますので、上記報告期限までに必ずアンケートにご回答ください。
- 配信内容等に関する質問（人員・運営基準、介護報酬等）については、当事務所のホームページに掲載されている質問票によりお願いします。原則、FAX 及びメールでの受付といたしますので、電話でのお問い合わせはお控えください。
- 本通知は各法人の代表者様宛てに発出しています。複数の介護サービス事業所を運営されている場合には、お手数ですが、貴法人内の全ての対象介護サービス事業所へ当該通知内容のご連絡をお願いいたします。

〒407-0024 韮崎市本町4丁目2-4
中北保健福祉事務所
福祉課長寿介護担当 菅原
TEL：0551-23-3444
FAX：0551-23-3445
Email：ch-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp